

株主・投資家の皆さまへ

当行は株主、投資家の皆さまやお取引先の皆さま等に対して、積極的に情報を開示し、財務状況や経営方針等の説明を実施しております。

これからも積極的なIR活動を通じて、当行をよりよくご理解いただくための活動を行ってまいります。

個人投資家向け説明会の開催

新たな株主を増やし、当行株主の裾野を広げることを目的に、個人投資家向けの会社説明会を行いました。

当日は青柳頭取自らが当行の財務状況や経営戦略など、投資判断に必要な情報を説明し、参加された多くの方から、高い評価をいただきました。

また、説明会におけるプレゼンテーションの様様(映像)をWEBサイトで公開するなどし、投資家の皆さま、お取引先の皆さまに広く当行の企業情報を提供しております。



電磁的方法による議決権の行使

個人の一般投資家の皆さまには、みずほ信託銀行が提供する議決権行使専用のWEBサイトにて、議決権の電子行使ができるようになりました。

機関投資家の皆さまには、株式会社ICJが提供する議決権プラットフォームにて、議決権行使が可能となっております。

格付け

当行は、中立的な第三者による評価を取得し公表することで、投資家の皆さまやお取引先の皆さまに財務内容の健全性や収益性などについてご理解いただくため、平成18年10月に株式会社日本格付研究所(JCR)から長期発行体格付^(※1)を取得し公表しております。

格 付 け

「A- (シングルAマイナス)」
【1ノッチ引き上げ】

格付け見通し

「安定的」
【据え置き】

(格付けの公表:平成26年8月28日)

(※1)長期発行体格付:債務者(発行体)の債務全体を包括的に捉え、その債務履行能力を評価したものです。



利益配分に関する基本方針

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。

普通株式の配当

当期の普通株式の配当につきましては、1株当たり3円の配当を行いました。

優先株式の配当

当期の優先株式の配当につきましては、所定の配当を行いました。

株主優待制度の拡充

日頃のご支援に感謝の意をこめて、ご優待制度の拡充に努めております。

平成27年3月31日現在で、千葉興業銀行の株式を100株以上所有されている個人・法人の株主さまを対象に「株主優待定期預金」の制度を引続きお取扱いしております。「さわやかハロー24」^(※2)ともども、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

(※2)「さわやかハロー24」:当行の株主さまに無料で、健康や医療に関するご相談をベテランの医師などが電話でお受けするサービスです。健康・医療相談のほか、夜間・休日診療の医療機関ご案内、医療機関情報のご提供、介護などシルバー情報のご提供についてご利用いただけます。

支配株主等に関する事項について

当行のその他の関係会社である株式会社みずほフィナンシャルグループについて、支配株主等に関する事項は、以下のとおりです。

■親会社、支配株主(親会社を除く。)またはその他の関係会社の商号等 (平成27年3月31日現在)

名 称	株式会社みずほフィナンシャルグループ	
属 性	その他の関係会社	
議決権所有割合(%)	直接所有分	0.00
	合算対象分	20.89
	計	20.89
発行する株券が上場されている 金融商品取引所等	株式会社東京証券取引所市場第一部 株式会社大阪証券取引所市場第一部 ニューヨーク証券取引所(米国)	

■親会社等の企業グループにおける当行の位置付け、当行と親会社等との関係

当行は、株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社であります。同社グループは、平成27年3月31日現在で議決権数105,560個(議決権所有割合:20.89%)を所有しております。

当行は同社グループより、業務管理、新商品・サービスの開発などに関する各種ノウハウを吸収し、当行の業務に反映させることで、他の地域金融機関に一步先んじた戦略施策を展開し、地域のお客さまのニーズにお応えしております。なお、株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社である株式会社みずほ銀行との間では、経営コンサルティング業務委託契約を締結しております。

また、当行からの要請により、本部企画部門強化の目的で、株式会社みずほ銀行からの出向者が本部主要部署に在籍しております。

当行の経営方針や経営戦略、並びにこれらに基づく各種施策等については、一定のルールに則り同社グループに対し報告を行っておりますが、これらの経営方針・戦略施策等の企画・立案から機関決定にいたるまで、当社内において十分な討議と意思疎通に基づき法令を遵守した意思決定を行う体制をとっており、同社グループからの独立性を確保しております。

■支配株主との取引に関する事項

支配株主等との取引に關しまして、記載すべき重要なものはありません。

■支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主を有していないため、該当ございません。